

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

確定申告の申告・納付期限延長

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和元年分の所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告・納付期限が4月16日まで延長。振替納税の振替日も延長（未定）。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

3/ 2(月) 先負
3(火) 仏滅 ひな祭、米大統領予備選（スーパーチューズデー）
4(水) 大安
5(木) 赤口 啓蟄
6(金) 先勝
7(土) 友引 消防記念日
8(日) 先負 大相撲春場所初日（無観客開催）

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/24(月) 振替休日		
25(火)	22,605 ▼782	110.71 △1.02
26(水)	22,426 ▼179	110.47 △0.24
27(木)	21,948 ▼478	110.10 △0.37
28(金)	21,143 ▼805	108.83 △1.27

新型肺炎に伴うセーフティネット保証と雇調金

◆全国で実施されるセーフティネット保証4号

新型コロナウイルス感染症により影響を受けて、売上高等が減少している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠（最大2.8億円）で融資額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」が全ての都道府県で実施されます。

対象となる中小企業者は、①1年間以上継続して事業を行っていること、②原則として最近1カ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）。

また、業況の悪化している指定業種に属する中小企業者を対象に一般保証とは別枠（最大2.8億円）で融資額の80%を保証する「セーフティネット保証5号」についても指定業種が拡大される予定です。

◆対象を拡大する雇用調整助成金の特例

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業等を行った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する「雇用調整助成金」については、今月14日から新型コロナウイルスの影響に伴い、要件等を緩和した特例措置が実施されています。

この特例措置は従来、日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高等が全売上高等の10%以上である事業主が対象となっていました。対象範囲が「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」に拡大され、幅広く特例措置の対象となりました。

■この記事の詳細は、情報BOX201509

従業員の採用・退職があった場合の社会保険

3月・4月は、採用や退職等が多い時期です。

社会保険料は月単位で計算されるため、従業員を採用等した場合は、被保険者資格を取得した日の属する月から保険料を納めることになります。

一方、退職等により被保険者資格を喪失する場合、資格喪失日が属する月の保険料を納める必要はありません。ただし、資格喪失日は「退職等した日の翌日」となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となり、3月分の保険料を納めることになります。

なお、従業員の採用や退職等があった際は、5日以内に被保険者の資格取得届や資格喪失届を提出する必要があります。

★★★ 3月のチェックポイント ★★★

※新型コロナウイルスの感染拡大により、各企業が対応を迫られています。中小事業所でも、信頼できる情報を見極めて、可能な対応マニュアルを作成し即応できるようにしておきます。

※1日から全国火災予防運動。今年の統一標語は「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」。

※期限切れとなる、契約書・身分証明書・届出書などを確認し、更新や延長の手続きをします。

※年度末は売掛金など債権回収の好機、残高等の確認を行い完全回収に取り組みます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

新型コロナウイルス感染拡大に伴うセーフティネット保証と雇用調整助成金

◆セーフティネット保証4号、5号

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者の資金繰り支援措置として、自治体からの要請に基づき、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠（最大2.8億円）で100%保証する「セーフティネット保証4号」を47都道府県を対象に発動することとしました。

また、重大な影響が生じている業種に別枠（最大2.8億円）で80%保証する「セーフティネット保証5号」についても、対象となる指定業種の追加が行われます。

【セーフティネット保証4号の概要】

自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度で、以下のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。

（イ）指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

（ロ）災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1ヵ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【セーフティネット保証5号の概要】

全国的に業況の悪化している業種（指定業種）に属する事業を行う中小企業者を対象に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の80%を保証する制度で、以下のいずれかに該当する中小企業者が措置の対象となります。

（イ）指定業種に属する事業を行っており、最近3ヵ月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。

（ロ）指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

◆雇用調整助成金の特例措置の対象事業主の範囲拡大

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年2月14日より雇用調整助成金※について特例措置が講じられていますが、特例措置の対象となる事業主の範囲を拡大します。

※雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

*助成率：大企業1/2、中小企業2/3 *支給限度日数：1年間で100日（3年間で150日）

【特例措置の対象事業主の範囲の拡大】

従来は、日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%）以上である事業主が対象でしたが、対象事業主の範囲拡大により、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」が対象となります。

【特例措置の内容】

休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

①休業等計画届の事後提出が可能

通常は事前に計画届の提出が必要ですが、令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年5月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとします。

②生産指標の確認対象期間を3ヵ月から1ヵ月に短縮

最近1ヵ月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③最近3ヵ月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象

通常、雇用保険被保険者及び派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3ヵ月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

④事業所設置後1年未満の事業主も助成対象

令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を令和元年12月の指標と比較します。